

輪島市告示第 122 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度及び令和 4 年度において輪島市が発注する建設工事及び測量、設計、調査等の業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項において準用する同令第 167 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 2 年 12 月 1 日

輪島市長 梶 文 秋

第 1 競争入札に参加できる者の資格

競争入札に参加できる者は、第 2 に掲げる要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定された者とする。

第 2 入札参加資格審査を申請できる者

第 1 の規定による審査(以下「入札参加資格審査」という。)を申請できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 建設工事については、次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受け、当該審査の結果について、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の請求をしている者

イ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 5 条第 1 項に規定する適用事業を

営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者となったことについて、同法第 7 条の規定による届出をしている者

ウ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 3 項及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 6 条第 1 項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第 48 条及び厚生年金保険法第 27 条の規定による届出をしている者

(2) 建設コンサルタント等業務については、次のいずれかに該当する者であること。

ア 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条第 1 項の登録及び同条第 3 項の更新の登録を受けている者

イ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の登録及び同条第 3 項の更新の登録を受けている者

ウ 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条第 1 項の登録又は同条第 3 項の登録の更新を受けている者

エ 地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条第 1 項の登録又は同条第 3 項の登録の更新を受けている者

オ 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条第 1 項の登録若しくは同条第 3 項の登録の更新又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 22 条第 1 項の登録若しくは同条第 3 項の更新の登録を受けている者

カ その他建設工事の施工に付随する調査、試験等を行う者

(3) 入札参加資格審査の申請を行う日までに納期限の到来した国税、県税又は

市税を完納している者

(4) 次に掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ウ 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者

第3 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。なお、(1)のイの主観的事項の審査項目は別に定める事項について行うものとする。

(1) 建設工事について申請する者

ア 客観的事項 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の項目及び基準によるものとする。

イ 主観的事項 輪島市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱(平成18年輪島市告示第9号)別表第2によるものとする。

(2) 建設コンサルタント等業務について申請する者

ア 経営規模

(ア) 自己資本額 直近の営業年度に係る決算における自己資本額

- (イ) 従業員数 直近の常勤の従業員数
- イ 技術者の状況 登録業務ごとの技術者の数
- ウ 業務経歴 希望業務ごとの直近2年間の業務経歴
- エ 営業年数

第4 申請業種

申請業種は、第2の(1)ア又は(2)に掲げる要件に該当する業種で、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 建設工事について申請する者

ア 市内業者(市内に委任先営業所(建設業法上の営業所)がある者を含む。)

申請する業種全て

イ 上記以外の者 1業者につき、3業種まで

(2) 建設コンサルタント等業務について申請する者 申請する業種全て

第5 入札参加資格審査の申請方法

1 受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 令和3年1月8日から令和3年2月19日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 受付場所 輪島市総務部監理課

2 様式は、別に定める様式とする。

3 別表に定める書類を市内業者にあつては持参、市外業者にあつては郵送にて提出するものとする。

4 やむを得ない理由により受付期間内に入札参加資格審査の申請をすることができなかつたと市長が認める者については、令和3年5月6日から令和4年12月23日まで申請をすることができる。

第6 有資格者名簿の登載及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者を決定したときは、その者を有資格者名簿に登載するものとする。
- 2 入札参加資格の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とする。

第7 変更の届出

入札参加資格を有すると決定された者は、次の表の左欄に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、速やかに、当該変更に係る事項を記載した届出書に同表の右欄に掲げる書類又はその写しを添付して市長に届け出なければならない。

事項	書類	
住所(所在地)	商業登記簿謄本(法人に限る。)	
商号又は名称	商業登記簿謄本(法人に限る。)	
代表者の職及び氏名	商業登記簿謄本(法人に限る。)	
使用印鑑		
委任事項	委任状	
電話番号		
ファックス番号		
資本金	商業登記簿謄本(法人に限る。)	
許可及び登録等	建設業の 許可業種	変更を証するもの(証明書の写し等)及び総合 評定値通知書(経営事項審査結果通知書)
	上記以外	変更を証するもの(証明書の写し等)
申請業種の全部又は 一部取下げ	変更を証するもの(廃業届の写し等)	

第8 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が第2に掲げる要件に該当しない者となったとき又は不当の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、当該資格を取り消すものとする。

別表

番号	提出書類		建設工事	建設コンサルタント等業務
1	入札参加資格審査申請書		○	○
2	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)		○	
3	許可(登録)証明書		○	○
4	納税証明書	市内業者(市税・県税・国税) (市内の営業所等に委任がある業者も同様)	○	○
		県内業者(県税・国税) (県内の営業所等に委任がある業者も同様)	○	○
		県外業者(国税)	○	○
5	市税滞納有無調査承諾書		○	○
6	委任状(該当者のみ)		○	○
7	営業所一覧表(許可業種の分かるもの)		○	○
8	工事経歴書/直前2年の各営業年度分		○	
9	業務経歴書/直前2年の各営業年度分			○
10	技術職員名簿総括表		○	○
11	技術職員名簿		○	○
12	専任技術者証明書(市内業者のみ)		○	
13	商業登記簿謄本(個人事業者は代表者の身分証明書)		○	○
14	使用印鑑届		○	○
15	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		○	○
16	主観的事項審査資料(市内業者で希望者のみ)		○	
17	審査結果通知送付用封筒		○	○